

児施設
(医療型)

第1種自閉症児施設入所者の例(20歳未満)

(平均事業費(福祉)12.1万円、(医療)20.2万円)

※18歳未満の場合

(現行)	合計
一般 (所得割2万円以上)	19,600円*
一般 (所得割2万円未満)	4,500円/ 6,600円
低所得Ⅱ	2,200円
低所得Ⅰ	2,200円

*課税世帯の平均徴収額



合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準負担額)
45,000円	12,100円	20,200円	12,700円(@780円)
16,000円	12,100円	3,900円	0円(@0円)
16,000円	12,100円	3,900円	0円(@0円)
16,000円 ↓ 【11,400円】	12,100円 ↓ 【7,500円】	3,900円	0円(@0円)

【 】内は社会福祉法人減免後の額

(別添5)

20歳以上の児童福祉施設(医療型)入所者／20歳以上の療養介護利用者の利用者負担(10月施行)

※ 既にお示している内容から変更なし。

	福祉部分の利用者負担上限額	医療部分の利用者負担上限額	食費(標準負担額)
月額負担上限額等	○ 福祉型の利用者負担と同額 ・ 生活保護 0円 ・ 低所得Ⅰ 15,000円 ・ 低所得Ⅱ 24,600円 ・ 一般 37,200円	○ 老人保健制度の上限額を参考に設定 ・ 生活保護 0円 ・ 低所得Ⅰ 15,000円 ・ 低所得Ⅱ 24,600円 ・ 一般 40,200円	○ 健康保険の標準負担額
負担軽減措置(入所施設) 20歳以上	<p>○ 資産が少ないなど負担能力の乏しい者について、福祉部分及び医療部分の定率負担並びに食費負担をした場合において、その他生活費として一定額が手元に残るよう、その負担を減免(3年間の経過措置)。 → 障害者施設において、3年間の経過措置として、定率負担部分を減免していることを踏まえ、児童福祉施設においても、福祉部分及び医療部分の定率負担について、個々の障害者の収入状況に応じ、負担軽減措置を実施。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>I. 減免額=その他生活費*+食費の標準負担額+福祉部分利用者負担額+医療部分利用者負担額-認定収入 *その他生活費は、2.5万円</p> <p>II. Iにより計算された負担額①+②+③が利用者負担額</p> <p>A 医療部分利用者負担額>減免額の場合 ①食事の標準負担額 ②福祉部分利用者負担額 ③減免後医療部分利用者負担額=医療部分利用者負担額-減免額</p> <p>B 医療部分利用者負担額≤減免額の場合 ①食事の標準負担額 ②減免後福祉部分利用者負担額=医療部分利用者負担額+福祉部分利用者負担額-減免額 ③減免後医療部分利用者負担額=0円</p>		

児施設 (医療型)

児童福祉施設(医療型)入所者の例(20歳以上)

重症心身障害児施設 平均事業費(福祉)22.9万円、(医療)41.4万円

(現行)	合計	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準負担額)
一般	90,000円*	87,280円	22,900円	40,200円	24,180円(@780円)
低所得Ⅱ (年金1級)	49,800円	55,000円 (62,380円)	22,900円 (22,900円)	17,220円 (24,600円)	14,880円(@480円)
低所得Ⅰ (年金2級)	39,800円	41,000円 (44,880円)	15,000円 (15,000円)	11,120円 (15,000円)	14,880円(@480円)

*負担上限額

()内は個別減免が無い場合の額

第1種自閉症児施設 平均事業費(福祉)12.1万円、(医療)20.2万円

(現行)	合計	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準負担額)
一般	50,000円*	56,480円	12,100円	20,200円	24,180円(@780円)
低所得Ⅱ (年金1級)	49,800円	47,180円	12,100円 (個別減免不要)	20,200円 (個別減免不要)	14,880円(@480円)
低所得Ⅰ (年金2級)	39,800円	41,000円 (41,980円)	12,100円 (12,100円)	14,020円 (15,000円)	14,880円(@480円)

*負担上限額

20歳未満の児童福祉施設(医療型)通所者の利用者負担(10月施行)

(別添6)

- 学齡期前(肢体不自由児通園施設:平均事業費(福祉)4.9万円、(医療)4.5万円)

(現行)	合計
一般 (所得割2万円以上)	18,700円*
一般 (所得割2万円未満)	2,200円
低所得Ⅱ	1,100円
低所得Ⅰ	1,100円



合計	福祉部分 利用者負担	医療部分 利用者負担	食費(実費)
23,700円	4,900円	4,500円	14,300円
15,500円	5,900円	4,500円	5,100円
12,240円	6,200円	4,500円	1,540円
12,240円	6,200円	4,500円	1,540円

*課税世帯の平均徴収額

- 学齡期(20歳未満)(肢体不自由児通園施設:平均事業費(福祉)4.9万円、(医療)4.5万円)

(現行)	合計
一般	18,700円*
低所得Ⅱ	1,100円
低所得Ⅰ	1,100円



合計	福祉部分 利用者負担	医療部分 利用者負担	食費(実費)
23,700円	4,900円	4,500円	14,300円
15,500円	5,900円	4,500円	5,100円
15,500円	5,900円	4,500円	5,100円

*課税世帯の平均徴収額

平成18年10月施行分利用者負担に係る事務取扱上の留意事項について

1 20歳未満(施設入所者)の利用者負担見直しについて

- 一般世帯のうち、所得割2万円以下の世帯について補足給付額を拡大したことに伴う所得の認定については、障害者施設については、18年4月に利用者負担の見直しを行っていることから、18年4月認定時の申請資料(16年收入に基づく課税状況資料)に基づき行うことも差し支えないこととする。

2 障害児の通所施設における利用者負担について

- 通所施設利用者については、申請者が一般世帯(所得割2万円未満世帯)該当である場合には、食費負担軽減措置が適用されることから、該当世帯については、受給者証の特記事項の欄に「食事提供体制加算対象」と記載すること。

負担の軽減措置 生活保護への移行予防措置(医療型障害児施設(入所)・療養介護 20歳以上)

<減免方法>

① 定率負担(医療)の減免措置

医療部分の定率負担を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

※ 「高額療養費及び老人医療の高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」(平成14年9月30日社援保発第0930001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に定める医療保険等の自己負担限度額の減額措置をまず適用すること。

② 定率負担(福祉)の減免措置

施設入所者について、①の措置を講じた上で、福祉部分の定率負担を負担すると、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 37,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

③ ①及び②の措置を講じた上で、一般世帯について、食事の標準負担額を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。(入所施設に限る。)

負担上限額 24,180円(260円×3食×31日) → 14,880円(160円×3食×31日)

④ ①～③の措置を受けても食費の実費負担により、生活保護の対象となる者について、施設が、社会福祉法人減免制度により、食費の実費負担を0円に減免した場合に、生活保護の対象でなくなる者については、食費の実費負担を0円とし、減免した施設に対し、減免額の一部を公費助成する。(入所施設に限る。)

		低所得世帯	一般世帯
①	定率負担(医療)	24,600→15,000→0	40,200→24,600→15,000→0
②	定率負担(福祉)	24,600→15,000→0	37,200→24,600→15,000→0
③	食事療養に係る標準負担額	14,880	24,180→14,880

福祉型障害児施設と同じ額まで負担

負担の軽減措置 生活保護への移行予防措置(医療型障害児施設(入所)・療養介護 20歳未満)

<減免方法>

- ① 食事療養に係る標準負担額を負担しなければ、生活保護の適用対象でなくなる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 24,180円(260円×3食×31日)→14,880円(160円×3食×31日)→0円

- ② 定率負担(医療)の減免措置

施設入所者について、①の措置を講じた上で医療部分の定率負担を負担すると生活保護の適用対象となる者については、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 10,000(1,000)円*

※「高額療養費及び老人医療の高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」(平成14年9月30日社援保発第0930001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に定める医療保険等の自己負担限度額の減額措置をまず適用すること。

- ③ 定率負担(福祉)の減免措置

①及び②の措置を受けても福祉部分の定率負担を負担すると、生活保護の適用対象となる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 37,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

		低所得世帯	一般世帯
①	食事療養に係る標準負担額	14,880→0	24,180→14,880→0
②	定率負担(医療)	24,600→15,000→10,000 (1,000)	40,200→24,600→15,000→10,000 (1,000)
③	定率負担(福祉)	24,600→15,000→0	37,200→24,600→15,000→0

福祉型障害児施設と同じ額まで負担

※18歳未満1,000円
18・19歳10,000円

負担の軽減措置 生活保護への移行予防措置(医療型障害児施設(通所))

<減免方法>

① 定率負担(医療)の減免措置

施設入所者について、①の措置を講じた上で医療部分の定率負担を負担すると生活保護の適用対象となる者については、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 40,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

※ 「高額療養費及び老人医療の高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」(平成14年9月30日社援保発第0930001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に定める医療保険等の自己負担限度額の減額措置をまず適用するものであること。

② 定率負担(福祉)の減免措置

①及び②の措置を受けても福祉部分の定率負担を負担すると、生活保護の適用対象となる場合には、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額の区分を下げる。

負担上限額 37,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

		低所得世帯	一般世帯
①	定率負担(医療)	24,600→15,000→0	40,200→24,600→15,000→0
②	定率負担(福祉)	24,600→15,000→0	37,200→24,600→15,000→0

福祉型障害児施設と同じ額まで負担

生活保護への移行予防措置(療養介護)

<具体的な手続き>

○ 利用者は福祉事務所に生活保護の申請を行う。

① 20歳以上

- 1 療養介護定率負担の減免措置のみを行えば生活保護の対象者とならない場合
福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に「療養介護定率負担(医療)減額相当」であること又は「療養介護定率負担(医療及び福祉)減額相当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する。
- 2 1の措置に加え、療養介護医療に係る食費の実費負担を減額すれば、保護を要しなくなる場合
福祉事務所は、保護を却下し、却下通知書に、
 - ・ 「療養介護医療食事療養費軽減対象」
 - ・ 生活保護において認定した額及びその世帯に適用される生活保護の最低生活費の額を記載する。
- 3 2を講じても生活保護の対象となる場合であって、社会福祉法人等が、食費等実費負担額減免制度により、食事療養費を減免した場合に、生活保護の対象でなくなる場合については、食事療養費の負担を0円とし、減免した施設に対し、減免額の一部を公費助成する。

② 20歳未満

- 1 食費の実費負担額を減額すれば、保護を要しなくなる場合
福祉事務所は、保護を却下し、却下通知書に、
 - ・ 「療養介護医療食事療養費軽減対象」と記載する。
- 2 1の措置に加え、療養介護定率負担減額措置を行えば保護を要しなくなる場合
福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に
 - ・ 「療養介護定率負担(医療)減額相当」であること又は「療養介護定率負担(医療及び福祉)減額相当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する
 - ・ 生活保護において認定した額及びその世帯に適用される生活保護の最低生活費の額を記載する。

○ 利用者は療養介護定率負担の減免の申請書に保護の却下通知書を添えて都道府県等に減免の申請をする。
都道府県等は、保護の却下通知書に記載された情報を元に、月額負担上限額を決定する。

生活保護への移行予防措置(医療型障害児施設)

<具体的な手続き>

- 利用者は福祉事務所に生活保護の申請を行う。
 - ① 20歳以上
 - 1 定率負担の減免措置のみを行えば生活保護の対象とならない場合
福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に「障害児施設支援定率負担(医療)減額認定相当」であること又は「障害児施設支援定率負担(医療及び福祉)減額認定相当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する。
 - 2 施設入所者については、1の措置に加え、障害児施設医療に係る食費の実費負担額を減額すれば、生活保護の対象とならない場合
福祉事務所は、保護を却下し、却下通知書に、
 - ・ 「障害児施設医療食事療養費軽減対象者」
 - ・ 生活保護において認定した収入額、その者に適用される生活保護の最低生活費の額を記載する。
 - 3 2を講じても生活保護の対象となる場合であって、社会福祉法人等が、食費等実費負担額減免制度により、食事療養費を減免した場合に、生活保護の対象でなくなる場合については、食事療養費の負担を0円とし、減免した施設に対し、減免額の一部を公費助成する。
 - ② 20歳未満
 - 1 食費の実費負担額を減額すれば、生活保護の対象とならない場合(入所施設のみ)
福祉事務所は、保護を却下し、却下通知書に、
 - ・ 「障害児施設医療食事療養費軽減対象者」を記載する。
 - 2 1の措置に加え、定率負担減額措置を行えば生活保護の対象とならない場合
福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に
 - ・ 「障害児施設支援定率負担(医療)減額相当」であること又は「障害児施設支援定率負担(医療及び福祉)減額相当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する
 - ・ 生活保護において認定した収入額、その者に適用される生活保護の最低生活費の額を記載する。
- 利用者は障害児施設支援定率負担の減免の申請書に保護の却下通知書を添えて都道府県等に減免の申請をする。
都道府県等は、保護の却下通知書に記載された情報を元に、月額負担上限額を決定する。